

平成29年10月4日
建設・技術課 入札・契約担当
担当者 佐伯、高治
内線 2746 直通 0952-25-7102
E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」により、佐賀県指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：有限会社藤武建設 代表取締役 山口 省三
(杵島郡白石町坂田1069-3)

登録業種：土木一式工事-C級、水道施設工事-登録(※)

(※)「登録」とは、等級の区分を設けていない建設工事の種類における入札参加資格を指す。

期 間：平成29年10月5日 ～ 平成29年11月4日(1か月)

2 指名停止の理由

有限会社藤武建設が、経營業務の管理責任者を兼ねる取締役が辞任したにも関わらず、建設業法第11条第5項に定める届出をしていなかった。また、一部の建設業(石工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事)について、同法第7条第1号に掲げる基準を満たす者が一定期間不在のまま建設業を営んでいた。以上のことより、同法第7条第1号及び同法第11条第5項の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、平成29年10月4日に佐賀県知事から指示処分を受けたため。

3 指名停止期間の根拠

同社は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第2(その2)第5号(建設業法違反行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当していないため、1か月とする。

4 平成28・29年度受注実績

平成28年度 6件(23,612千円)

平成29年度 1件(3,672千円)